

(公認会計士・監査審査会の職員が検査の際に携帯すべき証票の様式を定める内閣府令の一部改正)

公認会計士・監査審査会の職員が検査の際に携帯すべき証票の様式を定める内閣府令(平成十六年内閣府令第八号)の一部を次のように改正する。

別紙様式を次のように改める。

別紙様式

表

第	号
検 査 証 票	
職名 (又は官職)	_____
氏 名	_____
生 年 月 日	_____

上記の者は、当審査会に所属する職員で、公認会計士法(昭和23年法律第103号)の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。

令和 年 月 日
公認会計士・監査審査会

裏

真 字

- 1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があつた場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 検査に従事しなくなつたときは、速やかに本証を返納すること。

(備考) 規格は、縦 6.0 cm × 横 8.5 cm とする。